

所得控除一覧

(令和元年度現在)

種 類	要 件	控 除 額
基礎控除	全ての方	33万円
雑損控除	前年中に災害などにより日常生活に必要な資産に損失を受けた場合	次のいずれか多い方の金額 ① (損失の金額 - 保険金等で補てんされた金額) - (総所得金額等 × 10%) ② (災害関連支出の金額 - 保険金等で補てんされた金額) - 5万円
医療費控除	前年中に本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合 ※セルフメディケーション税制と選択適用	(支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額) - (総所得金額の5%又は10万円 のいずれか少ない方の金額) (※限度額 200万円)
セルフメディケーション税制	前年中に本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために特定の医薬品を購入した場合 (本人がインフルエンザ等予防接種や健康診断等の健康の保持及び疾病の予防として一定の取組を行っている場合に 限ります。)	(特定の医薬品の購入費 - 保険金などで補てんされる金額) - 12,000円 (※限度額 88,000円)
社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために社会保険料 (国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療保険などの保険料) を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に次の掛金を支払った場合 ・小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金 ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備え	支払った金額

<p>生命保険料控除</p>	<p>①平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料（旧契約）</p> <p>②平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料（新契約）</p> <p>③旧契約と新契約の両方について控除を受ける場合</p>	<table border="1" data-bbox="1057 161 1751 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>～15,000円</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>～12,000円</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧契約・新契約ともに上の計算方法によるものとし、保険料等の上限はそれぞれ28,000円となります。</p>		支払保険料	控除額	旧契約	～15,000円	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円～	35,000円（限度額）	新契約	～12,000円	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円～	28,000円（限度額）
	支払保険料	控除額																					
旧契約	～15,000円	支払額の全額																					
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																					
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																					
	70,001円～	35,000円（限度額）																					
新契約	～12,000円	支払額の全額																					
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																					
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																					
	56,001円～	28,000円（限度額）																					
<p>地震保険料控除</p>	<p>損害保険契約等について、地震等損害部分の保険料がある場合</p>	<table border="1" data-bbox="1057 655 2069 911"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料控除</td> <td>～50,000円</td> <td>保険料の支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円（限度額）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料</td> <td>～5,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震・旧長期損害保険契約を合算する場合の限度額は25,000円</p>	保険料の区分	支払保険料	控除額	地震保険料控除	～50,000円	保険料の支払額×1/2	50,001円～	25,000円（限度額）	旧長期損害保険料	～5,000円	支払保険料の全額	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	15,001円～	10,000円（限度額）						
保険料の区分	支払保険料	控除額																					
地震保険料控除	～50,000円	保険料の支払額×1/2																					
	50,001円～	25,000円（限度額）																					
旧長期損害保険料	～5,000円	支払保険料の全額																					
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																					
	15,001円～	10,000円（限度額）																					
<p>寡婦控除</p>	<p>本人が次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 夫と死別・離婚した後婚姻していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる方</p> <p>② 夫と死別した後婚姻していない方や夫が生死不明などの方で合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>③ ①②に該当する方で、扶養親族である子がい、かつ合計所得金額が500万円以下の方</p>	<p>①②のいずれかに該当する方は26万円</p> <p>③に該当する方は30万円（特別寡婦）</p>																					
<p>寡夫控除</p>	<p>妻と死別・離婚した後婚姻していない方や妻が生死不明などの方で、総所得金額が38万円以下の生計を一にする子がい、かつ合計所得金額が500万円以下の方</p>	<p>26万円</p>																					

勤労学生控除	前年の合計所得が65万円以下であり、かつ、勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生	26万円										
障害者控除	本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合（65歳以上の方で町から障害者控除対象者の認定を受けている方は、障害者控除の対象となります。）	障害者の場合26万円 特別障害者の場合30万円 同居の特別障害者の場合53万円										
配偶者控除	生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が38万円（給与収入のみの場合、収入金額が103万円）以下の場合	33万円 配偶者が70歳以上の場合は38万円										
配偶者特別控除	配偶者控除に該当しない生計を一にする配偶者がいる場合（本人の合計所得が1,000万円を超える場合は適用できません。）	別表のとおり										
扶養控除	生計を一にする扶養親族で前年の合計所得金額が38万円（給与収入のみの場合、収入金額が103万円）以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>特定扶養親族（16歳から18歳）</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族（19歳から22歳）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>一般（成年）の扶養親族</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（70歳以上の直系尊属で同居）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（70歳以上で上記以外）</td> <td>38万円</td> </tr> </table>	特定扶養親族（16歳から18歳）	33万円	特定扶養親族（19歳から22歳）	45万円	一般（成年）の扶養親族	33万円	老人扶養親族（70歳以上の直系尊属で同居）	45万円	老人扶養親族（70歳以上で上記以外）	38万円
特定扶養親族（16歳から18歳）	33万円											
特定扶養親族（19歳から22歳）	45万円											
一般（成年）の扶養親族	33万円											
老人扶養親族（70歳以上の直系尊属で同居）	45万円											
老人扶養親族（70歳以上で上記以外）	38万円											